

合気道における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益財団法人 合気会

1.はじめに

公益財団法人合気会は、このたび、令和2年7月14日に発表したガイドラインを「合気道における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」として改定いたしました。

本改定の目的は、感染拡大防止対策を徹底しながら道場・団体活動を継続するためであり、稽古実施にあたって行うべき基本的な新型コロナウイルスの感染拡大防止策や注意点等を整理したものです。

各道場・団体の責任者は、本ガイドラインを踏まえ、地域や施設における状況を考慮し適切な感染拡大防止策をとりながら稽古の実施判断を行っていただきますようお願いいたします。

2.感染拡大防止の3つの柱

合気道においては、下記を感染拡大防止の3つの柱として対応を整えて実施する。

- ①稽古にあたり適切な感染予防対策の実施。
- ②各自治体の方針に沿って感染リスクを抑制した段階的な稽古の実施。
- ③稽古参加者の把握と感染者発生時の関係者・機関への適切な連絡。

3.具体的な感染防止対策

- ①こまめな手洗い、手指の消毒の実施。
- ②道場出入口には消毒薬を設置し、適宜手洗いや消毒ができる場所を確保する。
- ③体温の記録（公共施設の稽古場について、別途取り決めがある場合を除く）。道場で体温計を用意する場合は非接触型のものが望ましい。
- ④換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ⑤タオルや飲み物を共有しない。
- ⑥冷水機など共有で使用する設備の使用を避ける。使用する場合は、管理と消毒を徹底する。
- ⑦更衣室の利用は短時間の利用とし、利用人数を制限する。
- ⑧参加者が稽古当日及び利用前2週間において以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
 - ア 体調がよくない場合（発熱・咳などの風邪症状、息苦しさ、強い怠さ、味覚・嗅覚異常等）。
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触した場合。
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ⑨稽古後は直ちに解散をする。
- ⑩その他感染防止のために施設管理者等が決めたその他の措置を遵守する。

4.稽古実施時における留意事項

稽古を実施する際は、下記を遵守してください。

- ①施設利用時は稽古中も含め、原則マスクを着用すること。
- ②暑さ等の負荷を考慮し、稽古中は適宜休憩をはさみ、指導者は水分補給やマスクの着脱について指示をすること。
- ③指導者は、施設の換気を徹底するとともに、技ごとに休憩をいれる、稽古中の休憩時間を長めにとるなどして稽古参加者の呼気が激しくならないよう配慮すること。
- ④手指消毒をする際に使用する消毒薬は、可能な限りアルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）を用い、安全に配慮して適切なウイルス対策をとるようにすること。また、アルコールに過敏な方もいることから、石鹼等を用いた「手洗い」をする時間を稽古前後に設けるなど配慮すること。
- ⑤発熱や軽度であっても咳、味覚、嗅覚障害等の症状があらわれた人は稽古をさせないようにすること。
- ⑥指導者は稽古内容を記録するとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら稽古参加者の連絡先を把握するように努め、利用施設等から参加者連絡先の提出指示があった場合は、その要請に従うこと。
- ⑦参加者の中に罹患者が発生した場合は、直ちに稽古を中止し、保健所等の機関にくわえ、（公財）合気会および利用施設の責任者に報告すること。

5.段階的な稽古内容の目安

緊急事態宣言に伴う各自治体からの要請（以下、各自治体からの要請）内容を稽古実施可否の基準とし、各自治体からの要請が稽古中止を求めるものでなければ、前項の留意事項および地域や施設における状況を考慮した各道場・団体の責任者の判断に基づいて、下記の段階的な稽古の目安に基づいた稽古を行うことができます。段階を上げる場合は、一定期間（その団体において2週間、同段階で稽古を継続して感染者発生0を目安とします）を経てから徐々に段階を上げるようお願いいたします。段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

ただし、緊急事態宣言に伴う各自治体からの要請の如何に関わらず、稽古で利用する各施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、稽古を中止してください。施設が再度利用可能になった場合、要求される感染拡大防止対策のレベルが上がることを考えられるため、施設の方針に沿い、原則、段階1から稽古を再開してください。なお、感染症対策について行政等の対応に変化がみられた場合は、その指示にしたがってください。

段階 0

各自治体からの要請が発令中。接触・非接触を問わず合気道の稽古は行わない（リモートを除く）。

段階 1（完全非接触に限った稽古）

感染拡大防止対策を徹底したうえで完全非接触の稽古（単独動作、他者との距離を充分にとった稽古など）に限り再開することができる。稽古人数制限を設ける（1名で畳3枚ほどを目安とする）。

段階 2（相手と組む稽古）

感染拡大防止対策の徹底、非接触の稽古を継続しながら、一部相対稽古を再開。ただし、稽古相手の交替は不可。稽古人数制限あり（2名で畳6枚ほどを目安とする）。

段階 3（稽古相手の交替可）

感染拡大防止対策を徹底したうえで段階2の稽古内容に加え、稽古相手を交替することができる。会員が密集する状況を作らない。掛かり稽古、多人数掛け、多人数取りは行わない。

段階 4（感染対策を徹底したうえでの通常の稽古再開）

感染拡大防止対策を徹底したうえで通常稽古を再開することができる。稽古相手を交替することができる。会員が密集する状況を減らす。

6.段階的な稽古の判断目安（表）

それぞれの地域における感染状況が異なることから、各自治体の方針に沿った柔軟な対応と、施設の規模等や会員数に応じた安全対策ができるよう十分配慮するようお願いいたします。

段階	緊急事態宣言に伴う 各自治体からの 「稽古中止」要請	各道場における活動	稽古内容	稽古人数の目安
段階 0	発令中	不可	—	—
段階 1	地域や施設における状況を 考慮した各道場・団体の責 任者の判断に基づき段階 1 から段階 4 のあいだで稽古 を実施することができる	稽古再開 (完全非接触)	単独動作、他者との距離を充分にとった稽古など	1 名につき畳 3 枚分のスペース
段階 2		相手と組む稽古	段階 1 の内容を継続しながら相対による稽古を 加える。稽古相手の変更不可	2 名につき畳 6 枚分のスペース
段階 3		稽古相手の交代可	段階 2 の稽古内容に加え、稽古相手を交替すること もできる	密集する状況を作らない
段階 4		感染対策を徹底した 上での通常稽古	通常稽古	密集する状況を減らす

※稽古実施にあたっては、本ガイドラインの「稽古実施時における留意事項」を遵守してください。

※段階をあげるためには一定期間（その団体において同段階の稽古で 2 週間感染者発生 0 を目安とします）を経て徐々に行ってください。

※段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

※マスクの着用については医療用 N95 のマスクは酸素不足などが懸念されているので、避けるようにしてください。

各道場の具体的な対応については以下のリンクをご覧ください。
本部道場稽古についてのお知らせ（令和3年1月7日更新）
http://aikikai.or.jp/pdf/2021/dojo-revised_jp0106.pdf

【まとめ】稽古参加者のなかに新型コロナウイルスの陽性者の方が確認された際の対応について（令和2年12月24日公開）
http://aikikai.or.jp/pdf/2020/COVID19-correspond_jp.pdf

最後に

罹患は誰にでもあり得ることです。罹患をした本人や家族を差別することは、決して許されることではありません。道場内で罹患者が出てしまった場合、差別や退会を求めるようなことをしないようにしてください。

また、現在、家庭内感染もひろがっていると言われております。新型コロナウイルスのリスク許容度は人それぞれで不安に思う度合いも人それぞれです。ですから、会員の方には家族の同意を得て稽古に参加するよう促して頂けますようお願い致します。

<参考ホームページ>

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月13日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210113.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月29日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635389.pdf>

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html